

## 2012年度 地方交付税算定結果の検証（上）

飛 田 博 史

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1. 2012年度地方財政計画を振り返る |         |
| 2. 普通交付税算定結果         |         |
| 3. 算定基礎の状況           | (以上 本号) |
| 4. 交付税算定結果の分析        | (以下 次号) |
| 5. 特別交付税の状況          |         |
| 6. 2013年度算定と今後の展望    |         |

本稿は昨年度の地方交付税算定結果について詳細な分析を加えたものである。今回は政権再交代の影響で基礎資料である交付税算定計数資料の入手が遅れたこと、および自治総研6月号で、喫緊の課題である地方公務員給与削減問題の論文を先行させたことなどにより、本稿の掲載が大幅に遅れたことをお断りしておく。なお、内容については2月末に自治労主催で開催された地方財政セミナー2013の原稿を加筆修正したものである。

### 1. 2012年度地方財政計画を振り返る（図表1参照）

昨年度の地方財政計画は当初算定ベースで81兆8,647億円（前年度比△0.8% 以下カッコ内は伸び率 マイナス値の場合は「△」で表記）、水準超経費を除くと81兆2,147億円（△0.7%）と減少している。規模としては2000年度以降最も小さいが、水準超経費を除くと2009年度並みである。

一般財源総額では59兆6,241億円（0.2%）、水準超経費を除くと58兆9,741億円（0.3%）と微増、また、地方交付税総額も17兆4,545億円（0.5%）と増加している。

<図表1> 地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

（単位：億円、％）

区 分		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) / (B)
歳 入	地 方 税	336,569	334,037	2,532	0.8
	地 方 譲 与 税	22,615	21,749	866	4.0
	地 方 特 例 交 付 金	1,275	3,877	△2,602	△67.1
	地 方 交 付 税 金	174,545	173,734	811	0.5
	国 庫 支 出 金	117,604	121,745	△4,141	△3.4
	地 方 債	111,654	114,772	△3,118	△2.7
	うち臨時財政対策債	61,333	61,593	△260	△0.4
	うち財源対策債	8,200	9,400	△1,200	△12.8
	使用料及び手数料	14,037	14,279	△242	△1.7
	雑 収 入	40,444	40,861	△417	△1.0
	緊急防災・減災事業一般財源充当分	△96	—	△96	—
	計	818,647	825,054	△6,407	△0.8
	一 般 財 源 (水準超経費を除く)	596,241 589,741	594,990 587,790	1,251 1,951	0.2 0.3
歳 出	給 与 関 係 経 費	209,760	212,694	△2,934	△1.4
	退 職 手 当 以 外	188,247	190,961	△2,714	△1.4
	退 職 手 当	21,513	21,733	△220	△1.0
	一 般 行 政 経 費	311,406	308,226	3,180	1.0
	補 助	158,820	157,481	1,339	0.9
	単 独 ※1	138,095	138,601	△506	△0.4
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
	地域経済基盤強化・雇用等対策費 ※2	14,950	15,000	△50	△0.3
	公 債 費	130,790	132,423	△1,633	△1.2
	維 持 補 修 費	9,667	9,612	55	0.6
	投 資 的 経 費	108,984	113,032	△4,048	△3.6
	直 轄 ・ 補 助	57,354	59,474	△2,120	△3.6
	単 独	51,630	53,558	△1,928	△3.6
	公 営 企 業 繰 出 金	26,590	26,867	△277	△1.0
	企業債償還費普通会計負担分	16,824	17,118	△294	△1.7
そ の 他	9,766	9,749	17	0.2	
不交付団体水準超経費	6,500	7,200	△700	△9.7	
計	818,647	825,054	△6,407	△0.8	
(水準超経費除く)	812,147	817,854	△5,707	△0.7	
地 方 一 般 歳 出	664,533	668,313	△3,780	△0.6	

※1 地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出分1,271億円を控除した額である。

※2 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」（3,000億円）及び「地域活性化・雇用等対策費」（1兆2,000億円）の合算額である。

（資料） 2012年度地方財政計画資料より抜粋

2012年度は東日本大震災分が別途創設され、復旧復興事業1兆7,788億円（うち震災復興特別交付税6,855億円）、全国的な防災・減災事業6,329億円が計上された。

歳出の内訳で見ると前年度比減は、給与関係経費（20兆9,760億円 △1.4%）、地域経済基盤強化・雇用等対策費（1兆4,950億円 △0.3%）、公債費（13兆790億円 △1.2%）、投資的経費（10兆8,984億円 △3.6%）、公営企業繰出金（2兆6,590億円 △1.0%）、不交付団体水準超経費（6,500億円 △9.7%）。一方、前年度比増は一般行政経費（31兆1,406億円 1.0%）、維持補修費（9,667億円 0.6%）であった。

このうち、主な増減要因をみると、給与関係経費は地方自治体の定員純減の状況などを踏まえた減、公債費は通常債の元利償還金の減少傾向による減、投資的経費は国の公共事業関係費の減少にともなう減となっている。一方、一般行政経費は生活保護等の福祉関連経費や国民健康保険・後期高齢者医療関係事業費の自然増や年少扶養控除廃止にともなう国庫補助事業の一般財源化などによる増となっている。

このほか地域経済基盤強化・雇用等対策費については後述する。

歳入の内訳で見ると前年度比減は地方特例交付金（1,275億円 △67.1%）、国庫支出金（11兆7,604億円 △3.4%）、地方債（11兆1,654億円 △2.7%）、使用料及び手数料（1兆4,037億円 △1.7%）、雑収入（4兆444億円 △1.0%）。一方、前年度比増は地方税（33兆6,569億円 0.8%）、地方譲与税（2兆2,615億円 4.0%）、地方交付税（17兆4,545億円 0.5%）となっている。

主な減要因としては、地方特例交付金は子ども手当の制度見直しによる財源補てんの廃止、国庫支出金についても子ども手当にかかる国庫負担率の引き下げ、公共事業関連補助金の減少、他の項目については実態ベースの傾向を反映している。また、増要因についてはもっぱら一般財源関連の項目であり、2008年度末のリーマンショック以降の大幅な税収減からの回復局面に入り、個人・法人住民税や事業税、地方法人特別譲与税などの増加が寄与している。

このほか、緊急防災・減災事業一般財源充当分が96億円控除されている。これは地財計画の東日本大震災分として、全国的な緊急防災・減災事業（義務教育施設等の耐震やその他社会資本整備等）に関する地方の一般財源負担分に充当するものである。これらの事業は本来、復興増税にともなう住民税均等割の引き上げ分（2014年6月から10年間）を充当するものであるが、増税までの期間について通常分の一般財源を充てている。

以上のように財源保障枠としての規模は縮小するなかで、一般財源総額では地方税や地方交付税などがいずれも増加しており、歳入に占める一般財源比率が上昇している。その

点では、2010年閣議決定の中期財政戦略で明記された一般財源総額の確保については堅持されている。ただし、地財計画の一般行政経費や投資的経費の単独事業は減少しており、社会保障関連の国庫負担事業の裏負担部分に充当する一般財源の比重が高まったことが推察される。単独事業縮小のなかでの一般財源総額の確保は、自治体財政の裁量の拡充という点からみて、必ずしも積極的な評価はできない。

## 2. 普通交付税算定結果（資料1参照）

### （1）概況

普通交付税の各自治体の交付額の決定は、地方交付税法等の一部を改正する法律（2012年4月1日施行）および政省令の改正を経て、2012年7月24日に正式決定された。2011年度は東日本大震災の影響で8月5日となったが、昨年度は概ね通常のスケジュール通りとなった。

普通交付税総額は16兆4,073億円（△0.1%）、このうち道府県分は8兆6,932億円（△0.4%）、市町村分は7兆7,141億円（0.3%）となった。ただし、総額のマイナス値は、2011年度は第二次補正予算により普通交付税が884億円増額された額との比較であり、当初予算ベースでは764億円（0.5%）の増加となっている。

不交付団体数は55団体（東京都、市町村54）と2011年度の59団体をさらに下回っており、1975年度以降では1978年度の48団体以来の水準である。全自治体の人口に占める不交付団体の人口割合は10.6%と直近のピークとなった2008年度の29.5%の約3分の1となった。

算定基礎となる基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）と基準財政収入額（以下「収入額」と呼ぶ）の算定結果を財源不足団体（普通交付税の交付団体）についてみると、道府県分では需要額が18兆1,953億円（1.4%）、収入額が9兆4,692億円（2.6%）と収入額の伸びで差し引きの財源不足額が縮小した。一方、市町村分では需要額が20兆9,982億円（△0.0%）、収入額が13兆2,463億円（△0.5%）と道府県とは対照的に収入額の減少により差し引きの財源不足が拡大し、交付額で微増となった<sup>(1)</sup>。

---

(1) 市町村分の需要額と収入額の伸び率は、2012年度の交付団体の区分で前年度と比較したものである。前年度の交付団体数にもとづく単純比較では、需要額は0.5%、収入額は1.4%の伸びとなる。

ただし、需要額を一定の算式にもとづき算定結果から控除し、地方債に振り替える臨財債<sup>(2)</sup>の振替相当額を含めると道府県分の基準財政需要額は21兆9,531億円（1.2%）、市町村分は23兆2,743億円（0.3%）と増加しており、実質的な需要額は増加している。

需要額の増加の主な要因は、道府県分では生活保護費、障がい者自立支援給付費負担金、国民健康保険都道府県調整交付金の増加、国調人口の置き換えによる高齢者人口の増加などの社会保障関係費、市町村分においても国民健康保険調整交付金以外の要因で共通している。

一方、減少の主な要因は道府県、市町村共通して投資的経費および給与関係経費である。

収入額の増加の主な要因は、道府県分では道府県民税法人税割、法人事業税、道府県民税所得割、地方消費税貨物割（輸入品への課税分）、道府県たばこ税。市町村分では市町村民税法人税割、市町村民税所得割、市町村たばこ税である。

一方、減少の主な要因は道府県分では児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止、市町村分では固定資産税（評価替えによる減）、児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止、減収補てん特例交付金（自動車取得税交付金対策分）の廃止<sup>(3)</sup>である。

需要額を区分別にみると、道府県分、市町村分とも包括算定経費および地域経済・雇用対策費が減少しており、投資的経費が反映される前者<sup>(4)</sup>と地財計画の地域経済基盤強化・雇用等対策費の一部が反映される後者のいずれも削減されたことが影響している。

臨財債振替相当額は道府県分が0.2%、市町村分が3.1%増加している。地財計画上

- (2) 臨時財政対策債は、地方財政法の特例（現在では第23条の5の2）で発行される一般財源確保のための特例地方債で、2001年度以降、特例法を延長して発行を可能としている。同地方債は地方交付税法の附則にもとづく算定式より、各自治体の発行可能額が決定し、その元利償還金は100%後年度の普通交付税算定に算入（基準財政需要額に算入）されるため、実質的な普通交付税の振替財源と見なされている。なお、地方財政法の現時点での特例期間は2013年度までとなっている。
- (3) 道府県税である自動車取得税は、その95%のうち7/10が市町村の道路延長と面積にもとづいて同交付金として交付されており、国・県道を管理する政令市は残りの3/10の一部が追加交付される。2009年度から国のエコカー減税にともない、都道府県、市町村の減収補てんを臨時交付金（減収補てん特例交付金）で補てんしていたが、2011年度末で失効したため、同交付金も廃止された。
- (4) 2007年度にいわゆる新型交付税の導入により、基準財政需要額の算定は従来の経常経費と投資的経費という区分を廃止し、個別算定経費と包括算定経費とした上で、従来の投資的経費の主要な部分は包括算定経費に算入された。

の臨財債総額は既述のように前年度比減となっているが、これは後述する臨財債の算定方式の見直しにともない不交付団体の発行額が激減したためであり、交付団体だけでみると臨財債の発行額は増加しているとみることができる。

全体としては需要額は拡充する一方、これを臨財債へ振り替えることで、普通交付税総額を抑制する構造が読み取れる。

## (2) 2012年度の算定の特徴

次に2012年度の算定の特徴について解説しよう。

### ◆ 別枠加算関連

地財計画で計上された「地域経済基盤強化・雇用等対策費」は、2011年度の「地方再生対策費」「地域活性化・雇用等対策費」<sup>(5)</sup>の2つの項目を統合した包括的な臨時的経費である。

2012年度の普通交付税の算定では、この臨時的経費の統合を踏まえ、需要額の臨時項目として、前年度の地域再生対策費と地域経済・雇用対策費を「地域経済・雇用対策費」に統合し、7,400億円を算定した。

その他、「住民生活に光をそそぐ事業」「子育て支援サービス充実推進事業」「地球温暖化対策暫定事業」小計1,450億円を社会福祉費や林野行政費などの単位費用に加算。

活性化推進事業6,100億円を地域振興費など、数多くの項目の単位費用に加算している（図表2参照）。

---

(5) もともと、2つの項目は臨時的に創設されたもので、地方再生対策費は2008年度に地方法人特別税および同譲与税の導入をきっかけに創設された。また、地域活性化・雇用等対策費は2009年の地財対策で麻生政権が地方交付税の1兆円加算を打ち出し、地域雇用創出推進費の目目でいわゆる別枠加算を講じたことに端を発する。この別枠加算の手法は政権交代後も項目名を変えて継承され今日にいたっている。

＜図表2＞ 地域経済基盤強化・雇用等対策費1兆4,950億円の基準財政需要額への反映

(単位：億円)

事業	金額(億円)	うち道府県	うち市町村	新設・加算する需要額項目
地域経済・雇用対策	7,400	3,300	4,100	地域経済・雇用対策費(改称新設)
住民生活に光をそそぐ事業	350	70	280	社会福祉費、地域振興費等
子育て支援サービス充実推進事業	1,000	200	800	社会福祉費
地球温暖化対策暫定事業	100	50	50	林野行政費(道府県)、林野水産行政費(市町村)
活性化推進事業	6,100	2,850	3,250	地域振興費、高齢者保健福祉費等
合計	14,950	6,470	8,480	

(資料) 総務省「平成24年普通交付税大綱」より作成

このうち、地域経済・雇用対策費の算定の考え方は図表3の通りである。

算定式は単位費用×人口×段階補正×係数で、係数については第一次産業産出額や高齢者人口比率、自主財源比率の逆数など、前年度の雇用対策・地域資源活用推進費と類似しており、段階補正とあわせて地方圏の自治体に傾斜配分されるかたちとなっている。

単位費用は地方再生対策費と統合されたため、道府県、市町村とも大幅に上昇している。

段階補正は前年度と同様の補正率である。

係数は全体を1としてウエイト付けされており、いずれも全国平均との割合が計算される。このうち第一次産業産出額、自主財源比率、有効求人倍率、人口密度、高齢者人口比率にもとづく係数については、地方圏の自治体で、製造品出荷額については産業立地自治体でプラスに寄与する。

図表4は、市と町村の需要額について、公債費を除く個別算定経費総額に占める当該項目の割合を前年度と比較し、その傾斜配分効果、すなわち格差是正効果を検証したものである。

2012年度の算定結果は市で1.3%にとどまるのに対し、町村では5.6%を占めており、同項目による町村への傾斜配分の効果を裏付けている。

これに対し、2011年度の地方再生対策費と雇用対策・地域資源活用推進費をあわせた傾斜配分効果は、市が1.5%（地方再生対策費0.7% 雇用対策・地域資源活用推進費0.8%）、町村が4.2%（地方再生対策費1.9% 雇用対策・地域資源活用推進

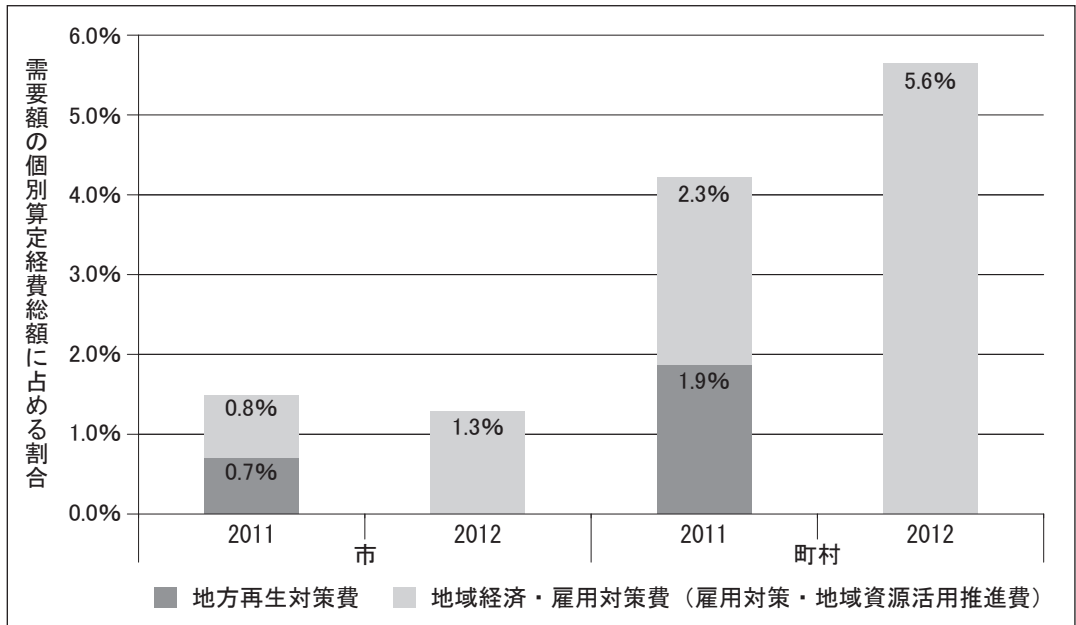
<図表3>

地域経済・雇用対策費	
<b>算定経費</b>	
歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るなど、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう措置。	
<b>算定額</b>	
7,400億円程度	道府県分3,300億円程度 市町村分4,100億円程度
<b>算定方法</b>	
《道府県分》	
$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times (\text{※})$ (2,630円)	
A	: 1人当たり第一次産業産出額 / 全国平均
B	: 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
C	: 全国平均 / 自主財源比率
D	: 1 / 有効求人倍率
E	: 全国平均 / 人口密度
F	: 高齢者人口比率 / 全国平均
※	: 算定額を3,300億円程度とするための率
《市町村分》	
$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.2E + 0.1) \times (\text{※})$ (2,340円)	
A	: 1人当たり農業産出額 / 全国平均
B	: 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
C	: 全国平均 / 自主財源比率
D	: 全国平均 / 人口密度
E	: 高齢者人口比率 / 全国平均
※	: 算定額を4,100億円程度とするための率

(資料) 平成24年度普通交付税大綱より抜粋



＜図表4＞ 格差是正算定の効果（2012年度 市町村一本算定総額）



（資料） 総務省「地方交付税算定計数資料」平成23年度、平成24年度版より作成

費2.3%)であり、町村への傾斜配分効果は2012年度のほうが高い。

2011年度の雇用対策・地域資源活用推進費だけでみれば、2012年度の当該項目に比べ、係数が高めに設定されているが、比較的算定が簡素な地方再生対策費と別途算定され、単位費用が小さいため需要額への割り増し効果が小さくなったものと推察される。これに対し、2012年度は両者の統合により大きな単位費用で算定するため、係数の割り増し効果が需要額に大きく反映したものとみられる。

いずれにしても、2012年度も前年度に引き続き、これらの包括的な別枠加算が、町村が多い地方圏を中心に、交付税算定においてより大きな加算効果をもたらしている。

ただし、当該項目は地方交付税総額を一定程度確保する目的で臨時的に設けられたものであり、たとえ格差是正機能が高い算定といっても、廃止のリスクを抱える不安定なものである。現状の需要額の水準が、少なくとも地方にとって最低限必要なものであるならば、いわば配分技術に特化した需要額費目は、通常の需要額項目にとってかわられるべきである。

◆ 臨時財政対策債算定方法見直し（資料1参照）

臨財債は、従来、人口を測定単位として交付・不交付団体にかかわらず算定され、各自治体において普通交付税の算定に際して、その発行可能額を算出し、需要額から控除することで、事実上、普通交付税の相当額を臨財債に振り替えている（以下では臨財債振替前の普通交付税に占める臨財債発行可能額の割合を「振替率」と呼ぶ）。

しかし、不交付団体の発行実績がほとんどないことや財政力の弱い自治体へ配慮した財政調整機能を高める趣旨により、2011年度（試行も含めれば2010年度から）から3年間で、人口基礎方式から自治体の財政力を基準とする財源不足基礎方式に段階的に移行し、2013年度には交付団体のみの発行となった。

2012年度は両算定が併存する最終年度となり、前年度よりも財源不足方式による算定の比重が高くなった。

臨財債発行可能総額は6兆1,333億円（△0.4%）と微減となっており、人口基礎方式による算定は9,716億円、財源不足基礎方式は5兆1,617億円と後者の方式が発行総額の8割以上を占めている。

このうち都道府県分は3兆7,936億円（△0.8%）で、このうち人口基礎方式が5,151億円、財源不足基礎方式が3兆2,785億円。市町村分は2兆3,398億円（0.2%）で、このうち人口基礎方式が4,566億円、財源不足基礎方式が1兆8,832億円となり、市町村の発行可能額の伸びがみられる。

具体的な算定式は以下の通りである。

まず、人口基礎方式では、単位費用が都道府県4,395円、市町村2,821円と前年度の約2分の1に減少している。これに前年度適用した補正係数Aと調整率<sup>(6)</sup>で補正した2010年度国調人口をかけて発行可能額を算出している。

一方、財源不足基礎方式は振替前の基準財政需要額から人口基礎方式による額を控除したものから、収入額を差し引いて財源不足を算出し、これに財源不足基礎方式による全国平均の振替率、財政力指数にもとづく補正係数（市町村では政令市とその他市町村で別立て）、調整率をかける。なお、財政力指数は2011年度算定では過去3カ年平均を用いたが、都市部の法人課税の変動にともなう財政力の変動などを鑑み5カ年平均に置き換えている。

---

(6) あらかじめ設定されている人口基礎方式、財源不足基礎方式による振替総額に一致させるための調整率

## ○ 臨財債の算定式の詳細

## 【人口基礎方式】

$\frac{(\text{都道府県}4,395\text{円} \quad \text{市町村}2,821\text{円}) \times 2010\text{年国調人口} \times A \times \text{調整率}}$

A：2011年度の臨財債算定に用いた補正係数

詳細は2006年度の「その他の諸費（経常経費、人口）」に適用された段階補正、密度補正Ⅰ、普通態容補正Ⅰ、寒冷補正の各係数を乗じたもの

## 【財源不足基礎方式】

$\{(\text{振替前需要額} - \text{人口基礎方式需要額}) - \text{基準財政収入額}\} \times E \times \text{財政力指数に} \text{応じた補正係数} \times \text{調整率}$

E：普通交付税から臨財債（財源不足基礎方式）への振替率の全国平均

\*財政力指数は過去5カ年平均（前年度は3カ年平均）

財源不足基礎方式は、財源不足が大きいすなわち財政力指数の低い自治体において振替額が大きくなる算定構造をもっており、基本的に財政力の低い自治体における臨財債の発行額は大きくなる。

ところが、**図表5**で財政力指数に応じた補正係数についてみると、道府県、市町村ともに財政力の高さに比例して高い係数が適用されており、とりわけ政令市についてはさらに高い係数が適用される。

この結果、交付税から臨財債への振替率でみると、財政力に比例して高くなる傾向がみられる。

**図表6-1・2**は、福岡県内市町村の財政力指数と臨財債への振替率の相関を、2011年度と2012年度についてみたものである。財政力指数は決算データとして通常公表されている3カ年平均を用いる。また臨財債の振替率については臨財債発行可能額と普通交付税総額の合計に対する臨財債の割合で計算した。

各自治体の結果を表した座標の傾向をみると、右肩上がりとなっており、財政力に比例して振替率が上昇していることがわかる。なお、図中で振替率が50%を超えているのは福岡市であり、政令市の補正係数が相対的に高くなる推計と一致する。

財源不足基礎方式の過渡期にある2011年度と2012年度の相関性の分布状況を、線形の近似線の傾きで比較してみると、2011年度の0.472に対し2012年度が0.498と上昇している。この結果から財源不足基礎方式の比重が高まった2012年度のほうが、

各自治体の振替率が上昇し、財政力に比例した振替効果が高まったことが裏付けられる。

以上のことから財源不足基礎方式への移行により、個別自治体の財源保障には次のような傾向が生じると推察される。すなわち、財政力が高い自治体は、財源不足を臨財債でまかなう割合、財政力が低い自治体では交付税で直接的に補てんされる割合が、それぞれ高くなるということである。

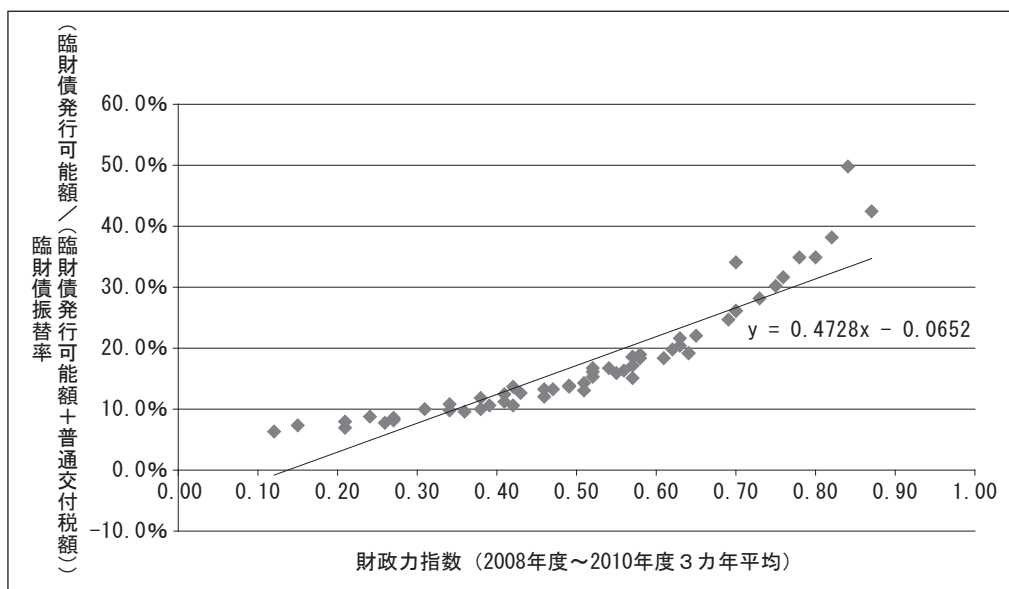
臨財債は周知のように後年度の元利償還金の100%が基準財政需要額に算入されるため、実質的な自治体負担はないものとされているが、地方交付税総額の伸びが低迷するなかでは、元利償還金の一定程度を実質的に負担しているとみることができる。そうであるならば、財政力が高い自治体は低い自治体に比べ、財源不足の補てんを自己負担する程度が高いということになる。財源不足基礎方式の導入は、財源不足に対する普通交付税と臨財債による補てんにおいて、財政力による差をつける財源保障の構造を組み込んだということができる。

＜図表5＞ 財政力指数ごとの臨財債発行可能額の補正係数のイメージ

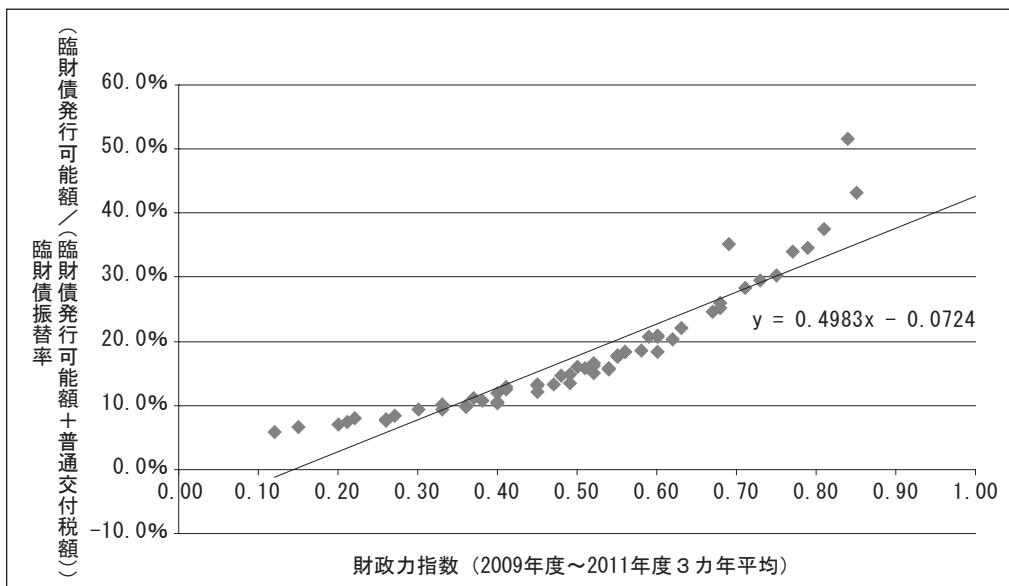
道府県		市町村			
財政力指数	補正係数（概算）	財政力指数	補正係数（概算）		
			政令市	その他の市	
0.85	0.85以上	1.00	0.95以上	0.65以上	
0.80	0.75	0.90	0.75	0.55—0.45	
0.60	0.4	0.70	0.45	0.35—0.25	
0.50	0.3	0.60	0.35	0.25	
0.5未満	0.3未満	0.6未満	0.35未満	0.25未満	

（資料） 地方財務協会「地方財政」2012年9月号182ページをもとに作成

<図表6-1> 福岡県内市町村の財政力指数と臨財債振替率（2011年度算定）



<図表6-2> 福岡県内市町村の財政力指数と臨財債振替率（2012年度算定）



(注) 縦軸のパーセントは普通交付税から臨財債への振替率を表しており、次のような式により算出した。

$$\text{臨財債振替率} = \frac{\text{臨財債発行可能額}}{\text{臨財債発行可能額} + \text{普通交付税額}}$$

#### ◆ 特定被災地方公共団体の算定

東日本大震災の被災地では道路や港湾などのインフラの喪失や人口、児童生徒数等の急減などにより、地方交付税算定が依拠する統計上数値が把握困難であったり、数値の激変が生じており、通常の財政需要の算定が困難な状況となっている。

そこで「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、特定被災地方公共団体に指定された自治体については、2011年度の算定から特例的な算定方法を適用している。

2011年度は需要額項目のうち、当該年度の学校基本調査の数値を用いる教育費関連において、避難などによる児童・生徒数の激減に対し、年度内に復帰するものとみなして児童数等の伸び率を全国平均水準で算定し、学校施設の維持管理費等についても復帰後を想定して通常の間費を算定した。また基準財政収入額についても法人関係税については、過去の実績から推計すると税収が過大評価され、交付税算定が実状にあわないため、これを踏まえた割落となどが講じられた。

2012年度も引き続き統計の実態にかかわらず特例措置が講じられている。

#### ◆ 児童手当制度改正にともなう地方負担対応

2012年度以降、いわゆる子ども手当制度が見直され、児童手当法改正により一定の所得制限がかかる児童手当制度に移行した。同時に国と地方の負担割合を再設定し、事業主負担を除く事業費を国2、地方1で負担することとした。財源は年少扶養控除の廃止にともなう個人住民税の増額分であるが、同時に需要額の社会福祉費に地方負担額分が算入された。

#### ◆ 地域主権一括法関連

2011年8月30日に公布されたいわゆる第二次一括法によって、都道府県から基礎自治体への権限移譲が制度化された。このため、需要額の算定においても、道府県算定に算入される間費を市町村算定に移行させる必要が生じた。

具体的には道府県と市町村の包括算定間費（測定単位 人口）において、所要一般財源額を包括的に移行させる方法をとっており、道府県分の単位費用の引き下げと市町村分の引き上げによる。

ただし、同項目自体が文字通り包括的な算定のため、単位費用における具体的な引き上げ額を確認することはできない。しかも、市町村の単位費用は地財計画にもとづく定員合理化などの影響を反映して、前年度比マイナスとなっており、実感のない財源保障となっている。

なお、移譲事務のなかには保健所設置市（9法律）、特例市以上（2法律）、中核市以上（3法律）、政令市（2法律）などがある。これらの権能差に関する需要額算定は、通常、該当項目の普通態容補正に反映されるが、権限移譲が多い保健衛生関連に関わるとみられる保健衛生費について昨年度と比較したところ、明らかな変化はみられなかった。

そもそも権限移譲といっても基準設定、許認可、立ち入り検査など顕著な財政需要が生じるものがないことから、単位費用、補正係数のいずれにおいても、明確な算定上の変化が確認できない。

### 3. 算定基礎の状況

#### （1）単位費用

##### ◆ 概況

図表7は2012年度単位費用の前年度との比較である。

教育費、社会保障費、産業経済費関連を除き、前年度減となっているものが多く、個別算定経費（公債費）と包括算定経費の延べ項目のうち、前年度比減となった項目割合は道府県分では約7割、市町村では約6割である。ただし、道府県および市町村の高齢者保健福祉費（65歳および75歳以上人口）、徴税費（世帯数）。道府県の恩給費（恩給受給権者数）。市町村の小学校教育費（児童数）、戸籍住民基本台帳費（戸籍数・世帯数）については、単位当たりの基礎となる標準団体規模の統計数値の置き換えによる影響があり、これらについては必ずしも実質的な伸び率ではない。なお標準団体規模の引き下げは単位費用の上昇、引き上げはその減少となる。

全般的な減少要因としては福祉関係を除けば標準団体職員数の削減が多く、地財計画の人員削減が影響しているものとみられる。

一方、増加要因として概ね共通しているのは、昨年に引き続き活性化推進事業費であり、地財計画の別枠加算のうち、総額6,100億円相当が単位費用に反映されている。これらのいわばかさ上げ加算が単位費用の減少をある程度相殺している。

図表8は単位費用の増減要因を項目別に整理したものである。いわゆる別枠加算の一部である活性化推進事業費が多く項目で算入されていることがわかる。

＜図表7＞ 単位費用の状況

(道府県分)				(円)			(市町村分)				(円)		
費目	測定単位	2011	2012	伸び率	費目	測定単位	2011	2012	伸び率				
警察費	警察職員数	8,875,000	8,806,000	-0.8%	消防費	人口	11,200	11,300	0.9%				
土木費	道路橋梁費	道路の面積	161,000	160,000	-0.6%	土木費	道路橋梁費	道路の面積	82,400	79,600	-3.4%		
		道路の延長	2,075,000	2,013,000	-3.0%			道路の延長	219,000	206,000	-5.9%		
	河川費	河川の延長	173,000	172,000	-0.6%		港湾費(港湾)	係留施設の延長	28,900	27,600	-4.5%		
	港湾費(港湾)	係留施設の延長	29,300	29,200	-0.3%			外郭施設の延長	6,110	6,100	-0.2%		
		外郭施設の延長	6,110	6,100	-0.2%		港湾費(漁港)	係留施設の延長	11,900	11,600	-2.5%		
	港湾費(漁港)	係留施設の延長	11,900	11,500	-3.4%			外郭施設の延長	4,400	4,380	-0.5%		
	外郭施設の延長	6,040	5,980	-1.0%	都市計画費	都市計画区域における人口	1,050	1,010	-3.8%				
その他の土木費	人口	1,640	1,550	-5.5%	公園費	人口	611	561	-8.2%				
教育費	小学校費	教職員数	6,614,000	6,435,000	-2.7%		都市公園の面積	37,700	37,700	0.0%			
	中学校費	教職員数	6,677,000	6,484,000	-2.9%	下水道費	人口	94	94	0.0%			
	高等学校費	教職員数	7,199,000	6,998,000	-2.8%	その他の土木費	人口	1,880	1,820	-3.2%			
	特別支援学校費	生徒数	68,000	67,900	-0.1%	小学校費	児童数	43,300	44,800	3.5%			
		教職員数	6,496,000	6,322,000	-2.7%			学級数	916,000	914,000	-0.2%		
	学級数	2,405,000	2,247,000	-6.6%			学校数	9,463,000	9,441,000	-0.2%			
その他の教育費	人口	1,860	1,830	-1.6%	中学校費	生徒数	41,700	42,300	1.4%				
	高等専門学校及び大学の学生の数	243,000	242,000	-0.4%			学級数	1,211,000	1,149,000	-5.1%			
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	262,900	266,400	1.3%			学校数	9,971,000	9,917,000	-0.5%			
生活保護費	町村部人口	8,170	8,770	7.3%	高等学校費	教職員数	7,269,000	7,096,000	-2.4%				
社会福祉費	人口	11,600	12,000	3.4%		生徒数	78,900	81,200	2.9%				
衛生費	人口	12,500	14,400	15.2%	その他の教育費	人口	5,200	5,180	-0.4%				
高齢者保健福祉費	65歳以上人口	51,400	48,000	-6.6%		幼稚園の幼児数	355,000	353,000	-0.6%				
	75歳以上人口	101,000	91,500	-9.4%	生活保護費	市部人口	8,370	8,970	7.2%				
労働費	人口	565	535	-5.3%	社会福祉費	人口	18,800	19,600	4.3%				
産業経済費	農業行政費	農家数	120,000	119,000	-0.8%	保健衛生費	人口	6,570	6,460	-1.7%			
	林野行政費	公有以外の林野の面積	5,110	5,020	-1.8%	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	70,800	65,600	-7.3%			
		公有林野の面積	15,800	15,800	0.0%			75歳以上人口	92,000	81,400	-11.5%		
	水産行政費	水産業者数	335,000	330,000	-1.5%	清掃費	人口	5,440	5,230	-3.9%			
商工行政費	人口	2,290	2,280	-0.4%	産業経済費	農業行政費	農家数	90,700	83,800	-7.6%			
総務費	徴税費	世帯数	6,650	6,350	-4.5%		林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	285,000	289,000	1.4%		
	恩給費	恩給受給権者数	1,201,000	1,139,000	-5.2%	商工行政費	人口	1,480	1,480	0.0%			
	地域振興費	人口	761	773	1.6%	徴税費	世帯数	5,800	5,300	-8.6%			
	地方再生対策費	人口	969	皆減	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,550	1,540	-0.6%			
雇用対策・地域資源活用推進費	人口	680	皆減		世帯数	2,880	2,360	-18.1%					
地域経済・雇用対策費	人口	2,630	皆増	地域振興費	人口	2,230	2,280	2.2%					
地域の元気づくり推進費	人口	皆増	皆増		面積	1,219,000	1,219,000	0.0%					
包括算定経費	人口	12,120	11,960	-1.3%	地方再生対策費	人口	1,260	皆減					
	面積	1,262,000	1,291,000	2.3%		耕地及び林野面積	900	皆減					
					雇用対策・地域資源活用推進費	人口	526	皆減					
					地域経済・雇用対策費	人口	2,340	皆増					
					地域の元気づくり推進費	人口	皆増	皆増					
					包括算定経費	人口	22,500	22,070	-1.9%				
					面積	2,564,000	2,583,000	0.7%					

(資料) 地方財務協会「地方財政」2012年5月号資料より作成

(注) 網掛けは前年度比マイナスとなったもの



<図表8> 項目別の単位費用の主な増減理由

		主 な 増 減 理 由
道 府 県	警察費（警察職員数）	標準団体警察事務職員数の減員
	道路橋りょう費（道路面積）	標準団体職員数の減員
	港湾費（港湾・係留施設延長）	工事請負費の削減
	港湾費（漁港・係留施設延長）	工事請負費の削減
	河川費	標準団体職員数の減員
	その他の土木費	標準団体職員数の減員
	小学校費	活性化推進事業費の継続、標準団体一般教員・事務職員の減員
	中学校費	活性化推進事業費の継続、標準団体一般教員・事務職員の増員
	高等学校費（教職員数）	活性化推進事業費の継続
	高等学校費（生徒数）	活性化推進事業費の継続
	特別支援学校費（教職員数）	標準団体職員数の増員
	特別支援学校費（学級数）	活性化推進事業費の継続、標準団体職員数の減員
	その他の教育費（人口）	活性化推進事業費の継続
	生活保護費	扶助費の増加（扶助単価等の改定）、標準団体職員数の増員
	社会福祉費	活性化推進事業費の継続、児童福祉司の増員、児童手当給付費の見直し（制度改正）
	衛生費	活性化推進事業費の継続、国保都道府県調整交付金負担率引き上げ、特定疾患治療研究事業にかかる地方の超過負担分
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	活性化推進事業費の継続、標準団体規模の見直し（400,000人→440,000人）、標準団体職員数の減員
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	標準団体規模の見直し（220,000人→260,000人）
	労働費	活性化推進事業費の継続、標準団体職員数の減員
	農業行政費	活性化推進事業費の継続、標準団体職員数の減員
	林野行政費（公有以外の林野の面積）	活性化推進事業費の継続、地球温暖化対策暫定事業経費の継続、標準団体職員数の減員
	林野行政費（公有林野の面積）	地球温暖化対策暫定事業経費の継続
	水産行政費（水産業者数および漁業協同組合数）	活性化推進事業費の継続、標準団体職員数の減員
	商工行政費	活性化推進事業費の継続、標準団体の商工関係事業所数引き下げ、同商工業の従業者数引き上げ、標準団体職員数の減員
	徴税费	標準団体行政規模（世帯数）の引き上げ、標準団体職員数の減員
	恩給費	標準団体行政規模（恩給受給権者数）の引き下げ
	地域振興費	活性化推進事業費の継続、標準団体職員数の増員、消費者行政推進経費の拡充
	地域経済・雇用対策費	統合、新設
	包括算定経費（人口）	地財計画に基づく定員合理化等による職員減員、第二次一括法にもとづく基礎自治体への権限移譲にともなう経費控除
	市 町 村	消防費
道路橋りょう費（道路面積）		標準団体職員数の減員
港湾費（港湾・係留施設延長）		標準団体職員数の減員、工事請負費の削減
港湾費（漁港・係留施設延長）		工事請負費の削減
都市計画費（都市計画区域人口）		標準団体職員数の減員
公園費（人口）		標準団体職員数の減員
小学校費（児童数）		標準施設規模（児童数）の引き下げ
小学校費（学級数）		活性化推進事業費の継続、学校図書館への新聞配置に要する経費
小学校費（学校数）		活性化推進事業費の継続、学校図書館担当職員の配置に要する経費、特別支援教育支援員の配置に要する経費
中学校費（学級数）		活性化推進事業費の継続、学校図書館への新聞配置に要する経費
中学校費（学校数）		活性化推進事業費の継続、学校図書館担当職員の配置に要する経費
高等学校費（教職員数）		活性化推進事業費の継続
高等学校費（生徒数）		活性化推進事業費の継続
その他の教育費（人口）		活性化推進事業費の継続
生活保護費		扶助費の増加（扶助単価等の改定）、標準団体職員数の増員
社会福祉費		活性化推進事業費の継続、標準団体職員数の引き下げ、児童手当給付費の見直し（制度改正）
保健衛生費		活性化推進事業費の継続、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金関連経費
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）		活性化推進事業費の継続、標準団体規模の見直し（24,000人→26,000人）、標準団体職員数の減員
高齢者保健福祉費（75歳以上人口）		標準団体規模の見直し（13,000人→15,000人）
清掃費		標準団体職員数の減員、ごみ・し尿処理収集、分別収集の委託料の見直し
農業行政費		活性化推進事業費の継続、標準団体職員数の減員
林野水産業行政費		活性化推進事業費の継続、地球温暖化対策暫定事業経費の継続、標準団体規模（林業及び水産業従業者数）の引き下げ
商工行政費		活性化推進事業費の継続、標準団体規模（商工業従業者数）の引き上げ
徴税费		標準団体行政規模（世帯数）の引き上げ、標準団体職員数の減員
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）		標準団体行政規模（戸籍数）の引き上げ、戸籍事務電算化に要する経費の見直し
戸籍住民基本台帳費（世帯数）		標準団体行政規模（世帯数）の引き上げ、住基台帳法改定にともなう外国人住民にかかる住基台帳事務経費を算入
地域振興費（人口）		活性化推進事業費の継続、消費者行政推進経費の拡充
地域振興費（面積）	活性化推進事業費の継続	
地域経済・雇用対策費	統合、新設	
包括算定経費（人口）	地財計画に基づく定員合理化等による職員減員、第二次一括法にもとづく基礎自治体への権限移譲にともなう経費算入	

（資料） 『地方財政』2012年5月号より作成

（注） 網掛けは単位費用が減少した項目。ただしすべての減少項目を掲載しているわけではない

## ◆ 給与単価関係

経常的な経費の単位費用には職員の人件費が算入されており、経費項目ごとに標準団体の職員数や配置を設定し、基準財政需要額に反映される。

地財計画に計上された各人件費の基準財政需要額への算入方法は以下の罫線内に書かれた内容であり、基本的には本俸や主な手当は、単位費用の共通の統一単価または関係各費目での設定を通じて反映され、その他地域手当や寒冷地手当などの地域差がある人件費は補正係数で計算される。

統一単価の設定方法を一般職員を例に解説すると次のような算定基礎にもとづく。

標準的経費を算定するために部長職、課長職、職員AおよびBの4つの職位を想定し、それぞれの給与単価を掛け合わせる。職員A・Bの区分は経験年数の違いを想定しており、高めと低めの標準的な給与単価が設定される。

給与単価は統計法にもとづく指定統計調査である5年に1度の地方公務員給与実態調査、全国の人事委員会勧告の内容などを反映させている。あくまで平均的なモデル単価であり、各自治体の給与の実態とは一致しないが、基準財政需要額に含まれる給与費の総額は地方財政計画の給与関係経費にもとづいており、マクロベースの財源保障の動向と基本的には相関している。ただし、後述するように絶対的なものではない。それでも経年的にみると、近年、地財計画の給与関係経費は減少の一途をたどっており、これにともない給与単価が引き下げられる傾向にあり、単位費用における減少要因の一つとなっている。

普通交付税における人件費算定はかつての国基準から地方の実態を基礎とする方法に転換しており、自治体ごとの人件費の取り扱い状況の総体が財源保障の水準を決める傾向がみられる。

給与単価の個別項目は以下のような算定根拠をもつ。

---

### ● 本俸

義務教育関係職員を除いて、指定統計の2008年度地方公務員給与実態調査の結果と地財計画に準じた理論上の昇給原資率等乗じ、加えて全国の人事委員会勧告の内容を反映させ、職種別の単価を見直す。

### ● 職員手当

国の給与制度および地財計画における職員手当等の改定に準じて改定しており、詳細は以下のようなものである。

- ① 地域手当  
単位費用ではなく、級地別の普通態容補正の共通係数で一括算定している（後述）。2006年度から2009年度までは旧調整手当との差を段階的に見直し、2010年度より「地域手当の級地区分」にもとづき算定している。
  - ② 期末勤勉手当  
地財計画に準じて、3.94月としている。
  - ③ 管理職手当  
2008年度より国家公務員について定率制から官職別の定額制に移行したのにともない、地財計画と同様に定額制に改定している。また、2011年度より全国の人事委員会勧告の内容を反映している。
  - ④ 退職手当  
地財計画に計上された退職手当総額から退職手当債相当分を控除した額にもとづき、本俸に乗ずる退職手当率を設定し改定している。
  - ⑤ 共済組合負担金  
短期給付負担金、長期給付負担金、追加費用に関する料率を改定
  - ⑥ その他の諸手当  
通勤手当等については地財計画に準じて改定
  - その他の人件費関連  
報酬、費用弁償、旅費、賃金等については、国の予算措置、地財計画、物価動向等にもとづき見直している。
  - 給与改善費  
2002年度に国の予算で公務員の給与改善費を計上しないこととなり、これを受けて2003年度以来、地財計画においても計上せず、基準財政需要額にも算入されていない。  
なお、地財計画では一般行政経費の単独事業経費に、年度途中のさまざまな財政需要変化に対応した予備費に相当するものとして「追加財政需要額」（2012年度4,700億円）を計上しており、基準財政需要額においても4,100億円を算入し、このうち1/2程度を包括算定経費（人口・面積）で一括計上している。  
「追加財政需要」はさまざまな経費を想定しているが、たとえば各年の給与改定もこうした財政需要の対象となる。
  - 議員及び特別職：地方公務員の給与改定状況、給与実態等を踏まえて改定
-

図表9は給与統一単価の積算基礎の内訳と前年度からの増減額を表したものである。

合計額でみると2012年度は道府県分すべての職位で減少しているのに対し、市町村分では増加している。

それぞれの内訳で見ると本俸、期末勤勉手当、退職手当などで道府県分、市町村分のいずれも増加しており、主な減少要因となっているのは料率の見直しにともなう共済組合負担金である。

少なくとも2012年度算定結果から交付税算定における給与費には2つのことを指摘できる。

第一に、地財計画の給与関係経費との相関性の問題である。2012年度の地財計画の給与関係経費の積算基礎をみると給与費（共済組合負担金等除く）は前年度費減となっており、必ずしも交付税の給与単価との相関性がみられない。

地財計画の歳出と基準財政需要額との関係は、地財計画の一般財源対応部分から留保財源と特別交付税対応分を除く経費が需要額に反映され、なかでも人件費関連はほぼ100%が需要額に算入されている。したがって、一般的には地財計画の給与関係経費の削減は需要額に含まれる給与単価のマイナスとして反映されるとみなすことができる。ところが実際の算定基礎をみると、上述のような本俸や手当などでは前年度費増となっている。

すなわち、地財計画ベースで給与関係経費が削減されたからといって、必ずしも普通交付税算定においてマイナス算定になるとは限らないということがいえる。

第二に、給与単価の算定基礎の内容である。道府県分でみたように給与単価の積算基礎の合計額でみると、前年度比減となっているが、その要因は主に共済組合負担金の改定によるものであり、本俸などではプラスで算定されている。すなわち、地財計画の給与関係経費と交付税の給与費総額を比較してみると、給与項目のすべてにおいて削減されていると認識しがちであるが、内訳までみると必ずしもそうではない。

以上のことから交付税算定における人件費の扱いは、地財計画の動向を踏まえつつも、同時に閣議決定される単位費用の給与統一単価の内容まで、踏み込んで検証する必要がある。

＜図表9＞ 2012年度 給与統一単価の算定基礎および前年度増減額

	本 俸	扶養手当	管理職手 当又は時 間外手当	管理職 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退職手当	基 金 負 担 金	共済組合 負 担 金	通勤手当	住居手当	合 計	給与単価 (単位千円)	
道府県分	部長職	5,062,800	141,340	1,246,800	10,000	2,456,720	875,860	9,740	1,915,020	132,290	54,060	11,904,630	11,900
	課長職	4,531,200	141,340	870,000	8,500	1,757,310	783,900	8,020	1,639,930	132,290	54,060	9,926,550	9,930
	職員A	3,978,000	141,340	278,460		1,488,830	688,190	6,500	1,430,720	132,290	54,060	8,198,490	8,200
	職員B	2,566,800	141,340	179,680		889,170	444,060	4,240	911,260	132,290	54,060	5,322,900	5,320
	部長職	4,750,800	127,850	982,800	8,500	1,835,800	1,062,750	9,390	1,566,630	80,330	39,820	10,464,670	10,460
	課長職	4,338,000	127,850	745,200	7,000	1,608,720	970,410	8,340	1,419,930	80,330	39,820	9,345,600	9,350
市町村分	職員A	3,966,000	127,850	277,620		1,478,270	887,190	7,160	1,300,290	80,330	39,820	8,164,530	8,160
	職員B	2,559,600	127,850	179,170		882,380	572,580	4,640	830,580	80,330	39,820	5,276,950	5,280
道府県分	部長職	31,200	0	0	0	14,850	42,630	50	-97,090	330	-1,260	-9,290	-10
	課長職	27,600	0	0	0	10,420	38,100	40	-88,510	330	-1,260	-13,280	-10
	職員A	25,200	0	1,760	0	9,180	33,610	40	-77,510	330	-1,260	-8,650	-10
	職員B	15,600	0	1,100	0	5,120	21,580	20	-50,520	330	-1,260	-8,030	-10
	部長職	15,600	0	0	0	5,890	68,830	20	-13,960	210	-820	75,770	80
	課長職	14,400	0	0	0	5,200	62,890	30	-12,930	210	-820	68,980	70
市町村分	職員A	13,200	0	920	0	3,850	57,500	20	-11,950	210	-820	62,930	60
	職員B	8,400	0	590	0	2,760	37,080	10	-7,940	210	-820	40,290	40

(資料) 『地方財政』2012年5月号より作成

## ◆ 職員数

地財計画上の職員数は各自治体の定員動向や義務教育教職員の改善増等を踏まえて、以下のような増減を見込んでいる。

-----  
警察関係職員：警察官626人の増員、同事務職員81人の減員

義務教育関係職員：2,036人の減員

その他教職員：高校553人の増員（特別支援学校等の増加）、幼稚園・大学540人の減員、高校事務職員等98人の減員

一般職員：8,863人の減員

以上の計画上の人員の変動は、普通交付税の算定においてさまざまなかたちで反映される。

個別経費の単位費用算定による反映：標準団体の職員数の引き下げ

測定単位による反映：教育費関連の教職員数など

補正係数による反映：市町村分の大学教職員についてはその他の教育費の密度補正に反映

まとめて単位費用に反映：一般職員定数合理化分を包括算定経費で一端包括的に削減した上で、その後の実態を踏まえて個別経費の算定に移し替える

-----

## (2) 測定単位

測定単位は地方交付税法および普通交付税に関する省令において適用する単位と参照すべき統計データが規定されている。

2012年度の統計上の置き換えや修正は、2010年国調人口（確定値）、高齢者人口、林野水産業従事者数。また、毎年度の変更としては教職員数、児童・生徒数、港湾係留施設延長、外郭施設延長である。

各測定単位の総計が前年度比で減少したのは道府県分では、高等学校の教職員数および生徒数、町村部人口、農家数、公有林野面積、水産業者数、恩給受権者数。市町村分では小中高等学校の児童数・生徒数、小中学校の学級数・学校数、高等学校教職員数、幼稚園園児数、農家数、林野・水産業者数である。

### (3) 補正係数

2010年度算定において市町村の段階補正および道府県、市町村の人口急減補正の一部復元が講じられたが、2012年度はこうした特徴的な見直しはなかった。そうしたなかで以下のような見直しがされた。

#### ◆ 寒冷補正の充実（資料1参照）

寒冷補正は寒冷地における給与差、寒冷度、積雪度に応じてそれぞれ設定される級地に応じて補正するもので、適用項目は道府県分では道路橋りょう費（面積および延長）等、延べ9項目、市町村分では小・中学校費（各測定単位）等、延べ23項目にわたる。

このうち給与差は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に定める支給地域（2004年度改定）に応じて級地区分を設定している。級地区分の適用は激変緩和措置として2009年度までは改定前の級地が適用されたが、2010年度より本来の級地に戻っている。

積雪度は気象データによる累年平均積雪積算値にもとづき5級地（無級地から4級地）が設定される。従来は1978年から1997年の20年間のデータを基礎としていたが、2012年度は気象データを2000年度以来12年ぶりに見直し、1989年から2008年のデータに置き換えた。

積算値にもとづく自治体ごとの級地決定では、近年の豪雪などの状況を踏まえ、除排雪決算の状況を加味したり各自治体からのヒアリングを通じて積雪度級地の基準を緩和するなどの特例措置を講じている。補正率の基礎となる除雪作業員の労働単価については、農水省・国交省の公共事業労務費調査にもとづき改定しており、2012年度は9,770円から9,700円に引き下げている。

寒冷度の補正については暖房燃料費の変動を踏まえた見直しを行っている。

#### ◆ 普通態容補正の見直し

普通態容補正は自治体ごとの行政の質量差、給与差、権能差にともなう自治体の経費の違いを反映するもので、給与差では地域手当が反映される。

給与差は、共通係数と個別係数からなり、共通係数では地方公務員給与実態調査にもとづき地域手当の級別の一人あたり給料、地域手当、扶養手当などを合算して、標準団体における一人あたりの給料等合算額で割ったものを、普通態容補正を適用するすべての項目の共通の係数とする。一方、個別係数は地財計画における一般行政経費の状況、自治体の決算状況、自治体予算におけるシーリングの状況などを折

り込んで、各項目で個別に適用する係数である。

道府県分の共通係数は補正係数の簡素化の観点から、現在、職員数を測定単位とするもの以外はすべて「地域振興費（人口）」で一括適用しており、2009年度には警察費もその対象となった。

市町村分については2009年度から消防費、公園費、下水道費、清掃費の共通係数について、同じく「地域振興費（人口）」で一括算定されている。

また、市町村分の個別係数については、地方自治体の各種経費削減の実態を踏まえて2006年度より3年間にわたり一律10%の削減が行われ、2012年度においても同様の理由で道路橋りょう費、都市計画費、公園費、下水道費、その他土木費、その他の教育費（人口）、高齢者保健福祉費、清掃費、商工行政費、地域振興費（投資）において見直しが行われた。

#### ◆ 頑張る地方応援プログラムの経過措置

2007年度から3年間にわたり、国において地方自治体の地域活性化施策に対する財政支援を講じる「頑張る地方応援プログラム」プロジェクトが創設され、その一環として普通交付税算定において、各種成果指標にもとづく補正係数を採用したいわゆるインセンティブ算定が導入された。プロジェクトは2009年度で終了したが、激変緩和措置として2010年度から3年間にわたり補正係数を段階的に引き下げる算定方法が講じられている。

2012年度は算定した係数に0.1を乗じているが、いわゆる行革インセンティブといわれる歳出削減率（地域振興費）および徴収率（徴税费）にかかる算定については廃止されずに存置されている。

（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

キーワード：地方財政計画／地域経済・雇用対策費／  
臨時財政対策債／財源不足基礎方式／給与統一単価



<資料1>

**閣議報告**

平成24年7月24日

**平成24年度普通交付税大綱**

地方交付税法第10条の規定に基づき、平成24年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区 分	平成24年度 (予算額＝決定額)	平成23年度	
		当初予算額	決定額
総 額	16兆4,073億円	16兆3,309億円	16兆4,193億円
道府県分	8兆6,932億円	8兆6,846億円	8兆7,255億円
市町村分	7兆7,141億円	7兆6,463億円	7兆6,938億円

※1 平成24年度の普通交付税の総額（予算額＝決定額）は、前年度の当初予算額に比べて、764億円の増となっている。

※2 平成23年度の決定額は、普通交付税の決定前に補正予算（第2号）により普通交付税が増額されたため、当初予算額に比べて884億円の増となっている。

2 交付団体及び不交付団体数

区 分	平成24年度			平成23年度		
	交 付	不 交 付	計	交 付	不 交 付	計
道 府 県 分	46	1	47	46	1	47
市 町 村 分	1,665	54	1,719	1,666	58	1,724
計	1,711	55	1,766	1,712	59	1,771

(資料) 総務省ホームページ「平成24年度普通交付税大綱」より抜粋

## 平成24年度 普通交付税の決定について

### 交 付 額

(単位:億円、%)

区 分	平成24年度 (予算額＝ 決定額) A	平成23年度(当初算定)		伸 率	
		当初予算額 B	決定額 C	(A-B)/B	(A-C)/C
道府県分	86,932	86,846	87,255	0.1	△0.4
市町村分	77,141	76,463	76,938	0.9	0.3
合 計	164,073	163,309	164,193	0.5	△0.1

※1 平成24年度の普通交付税の総額(予算額＝決定額)は、前年度の当初予算額に比べて、764億円  
の増となっている。

※2 平成23年度の決定額は、普通交付税の決定前に補正予算(第2号)により普通交付税が増額され  
たため、当初予算額に比べて884億円の増となっている。

### 地域経済・雇用対策費

歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るなど、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう措置。

区 分	算 定 額
道府県分	3,300億円
市町村分	4,100億円
合 計	7,400億円

## 平成24年度 普通交付税の算定結果 ( 財源不足団体 )

### 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位:億円、%)

区 分		道府県分		市町村分	
		平成24年度	対前年度伸率	平成24年度	対前年度伸率
基準財政需要額	個別算定経費 (c、d 除き) a	172,271	1.1	171,101	0.5
	包括算定経費 b	15,519	△0.4	30,417	△1.7
	地域経済・ 雇用対策費 c	3,205	△1.5	3,995	△0.5
	公債費等 d	28,535	2.7	27,230	1.6
	臨時財政対策 債振替相当額 e	37,578	0.2	22,761	3.1
	合 計 (a + b + c + d - e) f	(219,531) 181,953	(1.2) 1.4	(232,743) 209,982	(0.3) △0.0
基準財政収入額		94,692	2.6	132,463	△0.5
交付基準額		87,261	0.0	77,519	0.8
普通交付税額		(124,511) 86,932	(△0.2) △0.4	(99,902) 77,141	(0.9) 0.3

- (注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 平成24年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
 4 「地域経済・雇用対策費」の対前年度伸率は、平成23年度の「地方再生対策費」及び「雇用対策・地域資源活用推進費」の合算額と比較したものである。  
 5 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

## 2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の全体的な傾向は、次のとおりである。

区 分		道 府 県 分	市 町 村 分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護費の増</li> <li>障害者自立支援給付費負担金の増等による社会福祉費の増</li> <li>国民健康保険都道府県調整交付金の増等による衛生費の増</li> <li>介護給付費負担金の増、国勢調査人口の置き換えに伴う65歳以上人口の増による高齢者保健福祉費(65歳以上人口)の増                             <ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付費負担金の増、国勢調査人口の置き換えに伴う75歳以上人口の増による高齢者保健福祉費(75歳以上人口)の増</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護費の増</li> <li>障害者自立支援給付費負担金の増等による社会福祉費の増</li> <li>介護給付費負担金の増、国勢調査人口の置き換えに伴う65歳以上人口の増による高齢者保健福祉費(65歳以上人口)の増                             <ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付費負担金の増、国勢調査人口の置き換えに伴う75歳以上人口の増による高齢者保健福祉費(75歳以上人口)の増</li> </ul> </li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資的経費、給与関係経費の減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資的経費、給与関係経費の減</li> </ul>
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>道府県民税法人税割、法人事業税の増</li> <li>道府県民税所得割の増                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地方消費税貨物割の増</li> <li>道府県たばこ税の増</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税法人税割の増</li> <li>市町村民税所得割の増</li> <li>市町村たばこ税の増</li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価替えに伴う固定資産税の減</li> <li>児童手当及び子ども手当特例交付金、減収補填特例交付金(自動車取得税交付金分)の廃止</li> </ul>

## 平成24年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位:百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,129,296	435,819	693,476	691,439	1,370,162	564,974	805,188	802,716
青森	320,293	98,564	221,729	221,151	314,346	118,170	196,176	195,609
岩手	325,060	97,092	227,968	227,382	321,296	123,296	198,000	197,420
宮城	363,733	188,415	175,317	174,661	437,313	250,869	186,444	185,655
秋田	272,388	73,032	199,356	198,864	286,262	96,484	189,778	189,261
山形	269,953	83,837	186,117	185,630	254,753	107,643	147,109	146,650
福島	374,999	160,627	214,372	213,696	406,144	200,959	205,185	204,452
茨城	442,622	267,153	175,469	174,671	482,028	326,868	155,160	154,291
栃木	311,340	178,637	132,703	132,141	328,955	241,956	87,000	86,406
群馬	309,049	174,104	134,945	134,388	352,053	231,241	120,812	120,177
埼玉	787,420	582,411	205,010	203,589	955,190	807,225	147,965	146,242
千葉	694,643	519,130	175,513	174,260	790,711	640,101	150,610	149,249
東京	1,948,869	1,700,539	—	—	422,863	367,140	55,723	54,961
神奈川	889,667	802,871	86,796	85,191	1,247,232	1,180,968	66,264	64,015
新潟	472,259	187,544	284,716	283,864	506,813	252,520	254,293	253,381
富山	227,852	99,142	128,710	128,299	215,141	131,036	84,104	83,716
石川	234,415	102,326	132,089	131,666	241,866	136,423	105,443	105,010
福井	204,032	75,891	128,141	127,773	158,147	98,030	60,117	59,832
山梨	207,296	78,363	128,933	128,559	180,825	91,712	89,113	88,787
長野	397,971	176,432	221,539	220,821	479,249	234,448	244,801	243,937
岐阜	346,519	173,050	173,469	172,844	398,914	236,000	162,913	162,194
静岡	501,012	339,946	161,067	160,163	583,216	482,556	100,660	99,608
愛知	788,863	731,517	57,346	55,923	924,144	826,397	97,747	96,080
三重	308,121	171,566	136,555	135,999	338,080	219,744	118,336	117,726
滋賀	235,195	125,106	110,089	109,665	249,110	166,578	82,532	82,083
京都	376,879	209,450	167,429	166,749	460,782	307,509	153,272	152,441
大阪	1,051,367	769,279	282,088	280,192	1,423,566	1,155,569	267,997	265,429
兵庫	767,147	455,404	311,742	310,359	985,571	688,095	297,476	295,698
奈良	244,629	96,913	147,716	147,275	249,610	136,745	112,864	112,414
和歌山	235,140	69,842	165,298	164,874	212,831	102,754	110,078	109,694
鳥取	176,464	42,045	134,419	134,101	141,105	55,198	85,907	85,653
島根	235,439	52,484	182,955	182,530	210,194	69,657	140,537	140,157
岡山	318,924	152,658	166,265	165,690	401,519	225,289	176,231	175,506
広島	426,622	236,765	189,857	189,088	548,091	345,725	202,367	201,378
山口	289,778	116,551	173,227	172,704	289,357	157,031	132,325	131,804
徳島	210,795	60,770	150,026	149,645	175,040	84,740	90,300	89,984
香川	198,379	85,861	112,518	112,160	191,118	113,540	77,579	77,234
愛媛	275,411	107,404	168,007	167,511	300,485	149,843	150,643	150,101
高知	224,442	52,105	172,337	171,932	201,593	71,443	130,149	129,786
福岡	681,407	394,692	286,715	285,486	898,425	564,886	333,539	331,919
佐賀	207,681	64,286	143,394	143,020	174,081	80,255	93,826	93,512
長崎	313,725	92,393	221,332	220,766	331,378	127,420	203,958	203,360
熊本	343,487	123,746	219,741	219,122	390,329	171,555	218,774	218,070
大分	261,215	87,896	173,319	172,847	259,312	123,576	135,736	135,268
宮崎	264,563	78,669	185,894	185,417	244,306	103,132	141,174	140,733
鹿児島	387,062	115,097	271,965	271,267	407,419	157,063	250,356	249,621
沖縄	290,724	82,329	208,395	207,871	257,303	121,958	135,346	134,881
合計	20,144,147	11,169,754	8,726,063	8,693,242	20,998,229	13,246,324	7,751,905	7,714,100

- (注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。  
2. 東京都分については、特別区分と合算して算定され、合算後は財源不足額が生じていないため「—」と表記している。  
3. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

## 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(H24地方財政計画:1兆4,950億円) に対応した普通交付税の算定

### 1. 臨時費目「地域経済・雇用対策費」での算定

(7,400億円程度 H24新規)  
(道府県3,300億円程度、市町村4,100億円程度)

歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るなど、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう措置。

### 2. 既存費目の単位費用への算入 (7,550億円程度 H23:7,500億円程度)

(道府県3,170億円程度、市町村4,380億円程度)

#### (1) 住民生活に光をそそぐ事業 (350億円程度 H23:300億円程度)

(道府県 70億円程度、市町村 280億円程度)

消費者行政、DV対策・自殺予防、知の蓄積等による地域づくりなど「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組について、特に、児童虐待防止への取組や、地域消費者行政の更なる充実のための措置を拡充した上で、所要経費を算入。(社会福祉費、地域振興費等)

#### (2) 子育て支援サービス充実推進事業 (1,000億円程度 H23:同額)

(道府県 200億円程度、市町村 800億円程度)

地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や、NPO等による保育サービスの支援など、直接的なサービスに係る取組のほか、子育て人材の養成、企業等と連携した先進的な取組など、様々な子育て支援施策を展開できるよう、引き続き所要経費を算入。(社会福祉費)

#### (3) 地球温暖化対策暫定事業 (100億円程度 H23:同額)

(道府県 50億円程度、市町村 50億円程度)

地球温暖化対策に係る地方財源の確保・充実の仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案が得られるまでの間の措置として、国産・地域産木材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、森林吸収源対策等を一層推進できるよう、引き続き所要経費を算入。(林野行政費、林野水産行政費)

#### (4) 活性化推進事業 (6,100億円程度 H23:同額)

(道府県2,850億円程度、市町村3,250億円程度)

安心して暮らせる地域づくりや、疲弊した地域の活性化など、地方公共団体が住民のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、引き続き関係費目に所要経費を算入。(地域振興費、高齢者保健福祉費等)

## 普通交付税の算定における寒冷補正(積雪度級地)の見直し

### 寒冷補正の概要

○ 寒冷・積雪地域における財政需要を普通交付税の基準財政需要額に算入するために適用される補正係数が寒冷補正であり、以下の3種類に区分される。

- ① 給与差による補正 — 寒冷地手当に係る財政需要
- ② 寒冷度による補正 — 暖房施設、生活保護における冬季加算等に係る財政需要
- ③ 積雪度による補正 — 道路、建物などの除排雪等に係る財政需要

○ 補正の方法としては、例えば積雪度であれば、積雪の度合いに応じて級地(積雪の多い順に4級地～1級地)及び各級地ごとの係数を設定し割増算定を行う。

※普通交付税措置額を超える除排雪経費については、特別交付税措置の対象となる。

### 見直し概要

積雪度による補正に用いる級地については、平成12年度に見直し(昭和53年～平成9年の積雪データ)が行われて以来、10年以上経過しており、平成24年度の算定から新たな積雪データ(平成元年～平成20年の積雪データ)等を反映させた級地に見直しを行った。

ただし、東日本大震災の被災団体については、今回の見直しの対象外としている。

### 見直し結果

平成24年4月1日現在における各級地の市町村数は、見直しの結果、4級地が73団体(+39団体)、3級地が144団体(+13団体)、2級地が154団体(△25団体)、1級地が206団体(△17団体)、無級地が1,143団体(△10団体)となっている。

※( )は平成23年度まで用いた級地との増減数である。

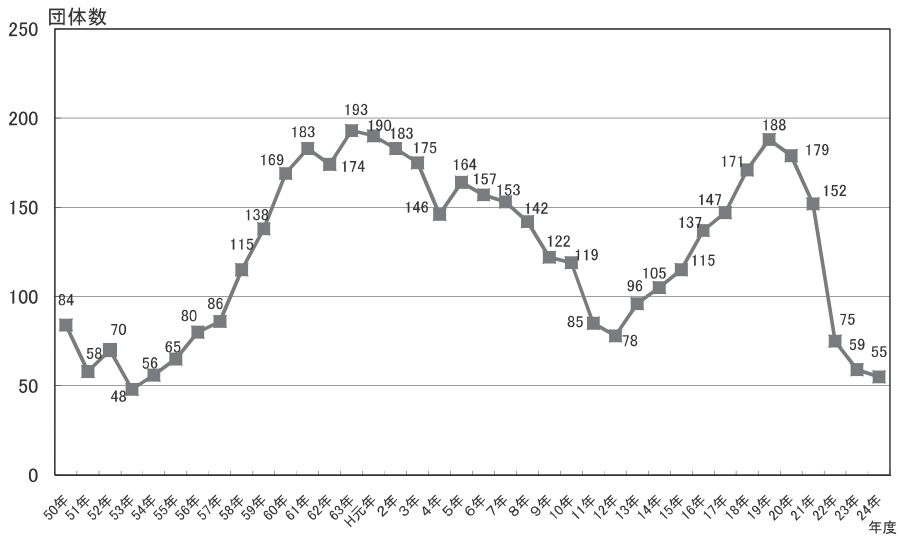
## 平成24年度 不交付団体の状況

### 不交付団体数

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	54	58	74
合 計	55	59	75

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

### 不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



### 不交付団体の人口(市区町村)

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
不 交 付 団 体 の 人 口	13.6百万人	14.0百万人	16.2百万人
不 交 付 団 体 人 口 比 率	10.6%	10.9%	12.7%



## 平成24年度普通交付税不交付団体一覧表

## 1 道府県分 東京都

## 2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考) H23不交付団体 →H24交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県	女川町	1	
福島県	大熊町	1	
茨城県	神栖市* 東海村	2	
群馬県	上野村	1	大泉町
埼玉県	戸田市 三芳町	2	
千葉県	市川市 成田市* 市原市 浦安市 袖ヶ浦市	5	
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 多摩市	6	
神奈川県	鎌倉市 厚木市 箱根町 清川村	4	寒川町 中井町
新潟県	聖籠町 湯沢町 刈羽村	3	
福井県	おおい町*	1	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	御前崎市* 長泉町	2	富士市
愛知県	碧南市 刈谷市 豊田市* 安城市 小牧市 東海市 大府市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 武豊町 幸田町	14	
三重県	川越町	1	
京都府	久御山町	1	
大阪府	田尻町	1	摂津市
福岡県	苅田町	1	
佐賀県	玄海町	1	
宮崎県	木城町	1	

市町村合計 54団体(平成23年度58団体)

## 3 合計 55団体

- (注) 1 平成24年度において新たに不交付団体となった市町村は、山梨県忍野村の1団体である。  
 2 千葉縣市川市、新潟県湯沢町は、財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。  
 3 \*印は、平成24年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。(5団体)

## 平成24年度 臨時財政対策債発行可能額について

### 1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成24年度	平成23年度	伸 率
	A	B	A/B-1
都道府県	37,936	38,235	▲0.8
うち人口基礎	5,151	10,601	
うち財源不足額基礎	32,785	27,634	
市町村	23,398	23,359	0.2
うち人口基礎	4,566	9,093	
うち財源不足額基礎	18,832	14,266	
合 計	61,333	61,593	▲0.4
うち人口基礎	9,716	19,693	
うち財源不足額基礎	51,617	41,900	

※表示単位未満を四捨五入しているため、区分ごとの数値の計と合計は一致しない。

### 2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成23年度から平成25年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から平成22年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

### 3 臨時財政対策債発行可能額の配分方式の見直し

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全移行することとしており、昨年度に比べて、財源不足額基礎方式の割合が高まっている。

① 人口基礎方式

すべての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出

② 財源不足額基礎方式

人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて逦増）